

令和4年度 認知症対応型サービス事業開設者研修

開催要項

1. 目的

認知症対応型サービス事業所を運営していく上で、必要な認知症介護に関する知識を修得することにより、介護サービス事業所全体の質の向上を図る。

2. 実施主体 島根県

3. 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

4. 受講対象

次のいずれかに該当する方

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者
- ② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の代表者
- ③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者

※今後、開設を予定している事業所の代表者は、開設時に本研修を受講していることが必要です。

※代表者変更になった場合、新任の代表者は本研修を受講することが必要となります。

※地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照下さい。

5. 研修日程

会場	期 日	開催場所	定 員
松江	令和4年9月8日(木)	いきいきプラザ島根 403 研修室	12名
浜田	令和4年10月28日(金)	いわみーる 401 研修室	12名

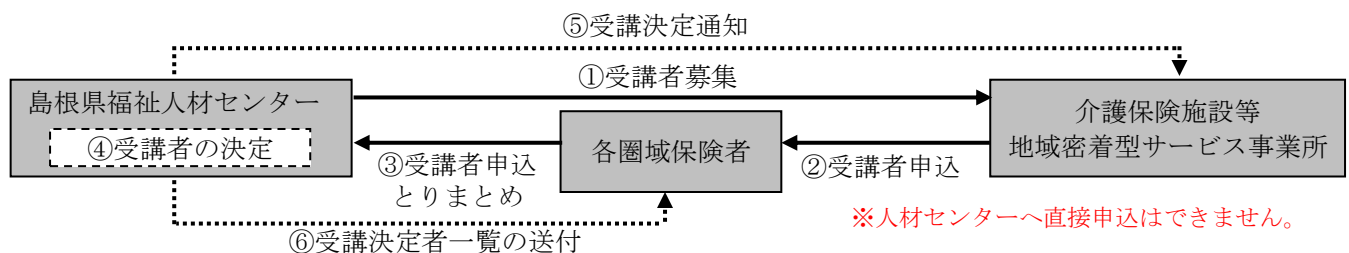
6. 研修内容

時 間	内 容	講 師
8:40 ~ 8:55	受付	
8:55 ~ 9:00	開 会	
9:00 ~ 10:30	認知症高齢者の基本的理解	医療法人 同仁会 理事長・医学博士 櫻井 照久 氏
10:40 ~ 11:40	家族の理解・高齢者との関係の理解	認知症の人と家族の会島根県支部 代表 黒松 基子 氏
11:40 ~ 12:40	昼食・休憩	
12:40 ~ 13:30	地域密着型サービスの基準について	島根県健康福祉部高齢者福祉課
13:40 ~ 17:10	認知症高齢者ケアのあり方 地域密着型サービスの取り組みについて	東光グループ 株式会社かすみコーポレーション 代表取締役 田邊 亮 氏
17:10 ~ 17:30	職場体験オリエンテーション	

職場体験 8時間	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場から各事業者におけるケアを体験することで、利用者にとって適切なサービス提供のあり方等を理解することを目的としています。 ・講義終了後、概ね2週間以内に職場体験をしていただきます。 ・職場体験終了後、原稿用紙5枚程度のレポート作成を義務付けます。 ・職場体験の詳細については、研修当日にお知らせします。
---------------------	--

7. 申込方法・受講決定

- (1) 受講申込書（様式第5号）により、**各圏域の介護保険者に郵送または持参でお申込ください。（FAX不可）**
受講申込書、介護保険者一覧とも当センターホームページから入手できます。
- (2) 保険者は総括表（様式第2号 別紙）を作成し、島根県福祉人材センターに受講申込書と共に提出します。
- (3) 受講決定通知を研修の前月下旬までに各事業所に郵送するとともに、保険者へ受講決定者を報告します。
- (4) 定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき調整を行います。受講をお断りする場合がありますことを予めご了承ください。



会場	②事業所から保険者への受講申込受付期間
松江	7月11日（月）～7月25日（月）【必着】
浜田	9月7日（水）～9月21日（水）【必着】

8. 受講料 5,000円

- (1) 受講決定通知に受講料請求書を同封します。開催日の1週間前までに所定の方法により受講料をお振込みください。
- (2) 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、開催日の1週間前までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金致します。（手数料は事業所負担）

9. 修了証書



- (1) 厚生労働省が定めた研修日程（時間数）を満たした受講者に島根県知事名の修了証書が交付されます。
- (2) **1科目でも欠席、遅刻、早退等により時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。**
また、研修受講態度が著しく不良であったり※、内容を理解していないと判断される場合も、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。但し、緊急かつやむを得ない場合については県と協議の上決定します。

- ※
- ①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為
 - ②研修の円滑な実施を妨げる行為
 - ③参加する者とし好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

10. その他

- (1) 研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。(印鑑不要)
- (2) 昼食は500円程度で幹旋します。研修初日に業者が弁当券を販売します。
- (3) 研修会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- (4) 研修中の録音・録画は一切禁止です。
- (5) 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関する状況や、地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
- (7) 感染症の状況によってはWEB研修に変更する場合があります。
- (8) 健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります。予めご了承ください。
- (9) 感染症対策の一環として、必ずマスク着用でご参加ください。

11. 会場アクセス

松江 「いきいきプラザ島根」 松江市東津田町 1741-3	浜田 「いわみーる」 浜田市野原町 1826-1
	
<p>■JR 松江駅バス停より市営バス県合同庁舎行 または南循環線外回りで「県合同庁舎前」下車 (所要時間約 20 分)</p>	<p>■JR 浜田駅より県立大学行または大学循環で 「いわみーる」下車 (所要時間約 15 分)</p>

12. お問い合わせ先

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (島根県福祉人材センター) 担当: 原・鬼村

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階

[TEL] 0852-32-5975

[FAX] 0852-32-5956

[URL] <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書
の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。